

関係省庁編（海上入出港を除く）

Ⅶ 詳細仕様検討結果

検疫 (人)	航空	第17回 WG	基本 IV-13	「検疫前通報（G I A 0 1）」業務等にかかる改善（1）
-----------	----	------------	-------------	--------------------------------

- 「検疫前通報（G I A 0 1）」業務等にかかる改善を実施する。

詳細仕様検討結果

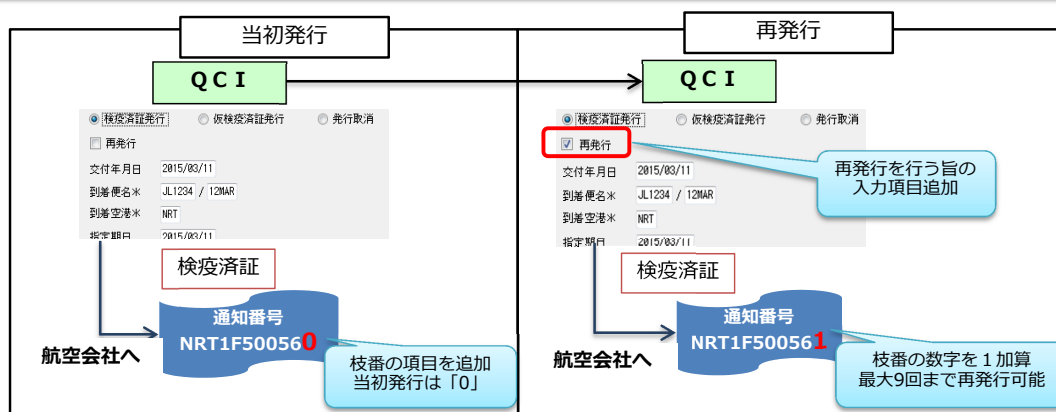
- 「検疫済証発行（Q C I）」業務にて同一の検疫所通知番号で検疫済証等が再発行できるように変更する。

次期

現状、「検疫済証発行（Q C I）」業務による検疫済証又は仮検疫済証の再発行は、取消後、再度、別検疫所通知番号で発行する必要がある。次期では、当初と同一の検疫所通知番号で検疫済証等が再発行できるように変更する。

前提条件

- 再発行であるか否かを判定するため、「検疫済証発行（Q C I）」業務に入力項目を追加する。
- 発行回数を表す枝番項目を追加し、帳票に出力する。（照会業務では参照不可）
- 発行取消後の再発行は現行どおりとし、通知番号を新たに払い出す。



Ⅶ 詳細仕様検討結果

検疫 (人)	航空	第17回 WG	基本 IV-13	「検疫前通報（GIA01）」業務等にかかる改善（2）
-----------	----	------------	-------------	----------------------------

詳細仕様検討結果

2. 「検疫前通報（GIA01）」業務の「記事欄」について、日本語入力を可能とし、桁数も拡大することにより、詳細情報を入力できるようにする。ただし、「入港届（GIR01）」業務の記事欄と「桁数」及び「属性」が異なることになるため、本業務で入力した「記事欄」の内容については、「入港届呼出し（GIR）」業務で呼出しをしないように併せて変更する。

次期イメージ

地理区分

所有者又は運航者 ☐ 航空機登録番号 国籍

航空会社名称

到着便名

共同運航到着便名

出発前寄港 ☐ 寄港出発年月日・時刻

↓

出発空港 ☐ 出発年月日・時刻

↓

到着空港 ☐ 到着年月日・時刻

航空機識別

乗組員人数

上陸旅客数

機長名若しくは代表者

記事欄

感染性のものにかかっていると認められる者の有無 ☐ 人数

航行中の死者の有無 ☐ 人数

検疫区域に到着する予定年月日・時刻

記事欄：
 現行：半角英数字70ケタのため、患者の詳細情報の入力が困難
 次期：① 日本語入力を可能とする。
 ② 日本語70文字、半角英数字140桁まで入力可能とする。

<AIR/IMP> 検疫前通報
NOTIFICATION
(BEFORE ARRIVING)

OWNER OR OPERATOR: XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXXXXX DATE: XXXXXXXXXX
 MARKS OF NATIONALITY AND REGISTRATION: XXXXXXXXXX FLIGHT NO: XXXXX/XXXXE
 DEPARTURE FROM: XXXXXXXXXX2XXXXE
 ARRIVAL AT: XXXXXXXXXX2XXXXE

CODE SHARE FLIGHT NO
 XXXXX/XXXX XXXXX/XXXX XXXXX/XXXX XXXXX/XXXX XXXXX/XXXX
 XXXXX/XXXX XXXXX/XXXX XXXXX/XXXX XXXXX/XXXX XXXXX/XXXX

PLACE	NUMBER OF PASSENGERS ON THIS STAGE
XXXXXXXXXXXX2XXXXE XXXXXXXXXX1E XX.XE	DEPARTURE PLACE: EMBARKING THROUGH ON SAME FLIGHT
XXXXXXXXXXXX2XXXXE XXXXXXXXXX1E XX.XE	ARRIVAL PLACE: DISSEMBARKING THROUGH ON SAME FLIGHT

FOR OFFICIAL USE ONLY

XXXXXXXXXXXXE
 ATA: XX.XE SPOT: XXXXX BUILD: N
 CREW: NNE-NNE-NNE PAX: NNE-NNE-NNE SHIP: XXE
 FLG: XXE SIGN: XXXXX

PRESENCE OF PERSON WHO MAY BE SUFFERING FROM COMMUNICABLE DISEASE: N NNE
 PRESENCE OF DECEASED DURING THE FLIGHT: N NNE
 ESTIMATED DATE AND TIME OF ARRIVAL AT A QUARANTINE DISTRICT: XXXXXXXXXX1E XXXE

SIGNATURE: XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXXXXX4XXXXXXXXXX5XXXXXXXXXX6XXXXXXXXXX
 (ATTACHED BY AGENT OR PILOT-IN-COMMAND)

REMARK: XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXXXXX4XXXXXXXXXX5XXXXXXXXXX6XXXXXXXXXX
 XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXXXXX4XXXXXXXXXX5XXXXXXXXXX6XXXXXXXXXX

記事欄：GIA01業務の変更に合わせて属性、桁数を変更

Ⅶ 詳細仕様検討結果

検疫 (人)	航空	第17回 WG	基本 IV-13	「検疫前通報（GIA01）」業務等にかかる改善（3）
-----------	----	------------	-------------	----------------------------

詳細仕様検討結果

3. 現状、検疫済証及び仮検疫済証の国籍項目は、文字数が7桁（航空機の国籍略称を表示）のため正式な国名が表示されないため、次期では、国籍項目について、7桁から50桁に拡大し正式な国名が表示されるよう変更する。

次期イメージ

様式第三

Quarantine Service
Japanese Government

検疫済証
FREE PRATIQUE

交付年月日 XXXX年 XX月 XX日
Date of Issue

飛行場名 XXXXXXXXXX2XXXXE
Airport

1. 航空機の登録番号 XXXXXXXXX
Registration Marks of aircraft

2. 国籍 XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXXXXX4XXXXXXXXXX
Nationality

3. 航空機の種類 XXXXXXXXX
Type of aircraft

上記の航空機について、検疫法の規定により検疫を行った結果、異常がないと認め。よって、検疫法第十七条第一項の規定により、この証を交付する。

It has been ascertained that no abnormality exists as a result of quarantine inspection conducted with the above-mentioned aircraft under the provisions of the Quarantine Law. Accordingly, this is issued under the provision of paragraph 1 of Article 17 of the Quarantine Law.

氏名 XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXXXXX
Signature 担当検疫官
Quarantine Officer concerned
XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXXXXX4XXXXXXXXXX5XXXXXXXXXX6XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXXXXX4XXXXXXXXXX5XXXXXXXXXX6XXXXXXXXXX
(通知番号) XXXXXXXXXX1E

様式第三

Quarantine Service
Japanese Government

仮検疫済証
PROVISIONAL PRATIQUE

交付年月日 XXXX年 XX月 XX日
Date of Issue

飛行場名 XXXXXXXXXX2XXXXE
Airport

1. 航空機の登録番号 XXXXXXXXX
Registration Marks of aircraft

2. 国籍 XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXXXXX4XXXXXXXXXX
Nationality

3. 航空機の種類 XXXXXXXXX
Type of aircraft

検疫法の規定により検疫を行った結果、この航空機が国内に侵入するおそれほとんどない認め。よって、この証を交付する。月 XX日までに検疫感染症患者の発生その他異常な事実が証明しない限り、この証を有効とする。

As a result of the quarantine inspection conducted with the above-mentioned aircraft under the provisions of the Quarantine Law, it has been ascertained that there is scarcely any danger of invasion of some of quarantinable disease into this country through such aircraft. Accordingly, this is issued under the provision of Article 18 of the Quarantine Law. This certificate shall acquire validity as free pratique, when no abnormality occurs by (day) XX (month) XX.

氏名 XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXXXXX
Signature 担当検疫官
Quarantine Officer concerned
XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXXXXX4XXXXXXXXXX5XXXXXXXXXX6XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXXXXX4XXXXXXXXXX5XXXXXXXXXX6XXXXXXXXXX
(通知番号) XXXXXXXXXX1E

7桁から50桁に拡大

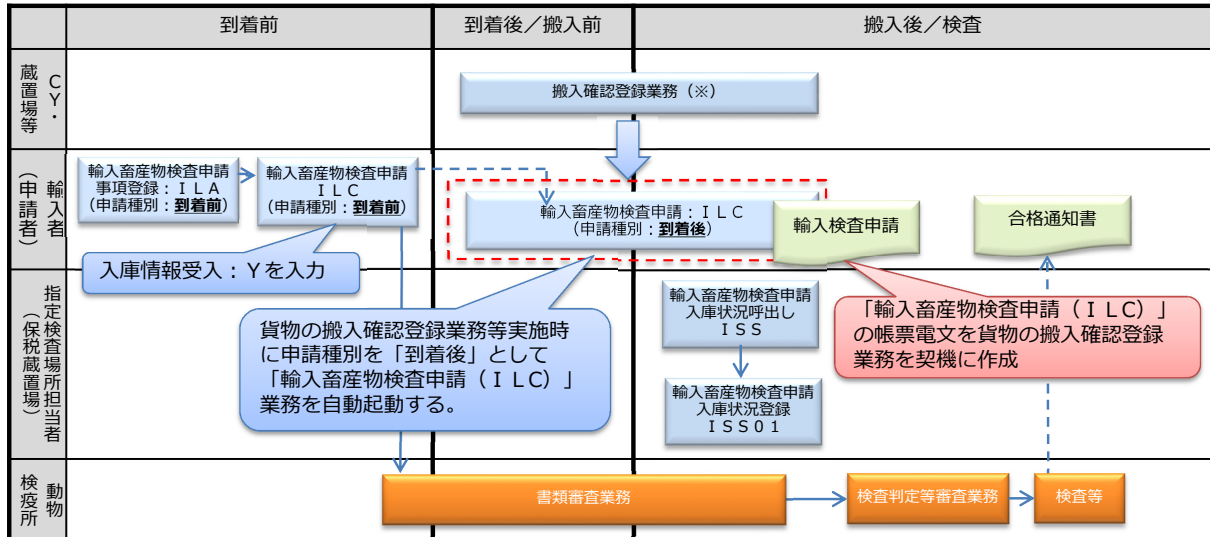
Ⅶ 詳細仕様検討結果

動物 検査	航空 海上	第15回 WG	基本 Ⅳ-13	「輸入畜産物検査申請（I L C）」業務における到着後申請の自動起動化（1）
----------	----------	------------	------------	--

- 「輸入畜産物検査申請（I L C）」業務において貨物到着前申請（入庫情報受入=Y）を行った場合に、貨物の搬入確認登録業務を契機として、貨物到着後申請を自動起動させる機能を追加する。

詳細仕様検討結果

「輸入畜産物検査申請（I L C）」業務において、「申請種別：到着前（B）」かつ「入庫情報受入：あり（Y）」が入力されている場合、貨物の搬入確認登録業務実施時に、「申請種別：到着後（A）」として「輸入畜産物検査申請（I L C）」業務を自動起動する。



※輸入畜産物検査申請の自動起動の契機となる代表的な搬入確認登録業務は以下のとおり。

- ① 海上：「船卸確認登録（一括）（PKI）」業務、「船卸確認登録（個別）（PKK）」業務、「CY搬入確認登録（CYA）」業務等
- ② 航空：「貨物確認情報登録（PKG）」業務、「混載貨物確認情報登録（HPK）」業務等

Ⅶ 詳細仕様検討結果

動物 検査	航空 海上	第15回 WG	基本 Ⅳ-13	「輸入畜産物検査申請（I L C）」業務における到着後申請の自動起動化（2）
----------	----------	------------	------------	--

詳細仕様検討結果

【参考】自動起動を利用する場合は、以下の入力を行う。

輸入畜産物検査申請（I L A 応答画面（I L C））

輸入畜産物検査申請（I L C）

申請種別を「B：到着前」 入庫情報受入を「Y：あり」

※自動起動させるための特別な種別や入力は無い。

輸入畜産物検査申請情報として登録したB/L番号に対して、貨物の搬入確認登録業務が実施された場合には、貨物到着後の申請（申請種別：到着後）として「輸入畜産物検査申請（I L C）」業務が自動起動される。

なお、従来どおり 貨物の搬入確認登録業務実施前に 手動で貨物到着後の申請（申請種別：到着後）として「輸入畜産物検査申請（I L C）」業務を実施することも可能とする。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

動物 検疫	航空 海上	第15回 WG	基本 Ⅳ-13	「輸入犬等検査申請事項登録（IQA）」業務等の改善（1）
----------	----------	------------	------------	------------------------------

- 「輸入犬等検査申請事項登録（IQA）」業務等におけるユーザビリティ向上等、業務の改善を実施する。

詳細仕様検討結果

1. 輸出入犬等業務のユーザビリティ向上対応

- 輸入犬等検査申請及び輸出犬等検査申請について、ユーザビリティを考慮した画面表示とし、画面ごとに保存機能を設ける。
- 犬等の事項登録業務等で入力できる「荷受人住所」及び「荷送人住所」の入力欄を4欄から1欄として登録を行う。

○例 輸入犬等検査申請事項登録（IQA）

変更対象
業務一覧

業務コード	業務名	業務コード	業務名
IQA	輸入犬等検査申請事項登録	IQC	輸入犬等検査申請
IQA01	輸入犬等検査申請事項登録（試験研究用）	EQA	輸出犬等検査申請事項登録
IQB	輸入犬等検査申請事項呼出し	EQB	輸出犬等検査申請事項呼出し
IQY	輸入犬等検査申請事項呼出し（届出情報利用）		

※IQB業務による「共通管理番号」呼出しや、IQA業務により共通管理番号を要求した場合は、荷受人住所及び荷送人住所の項目は共通項目として補充しない。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

動物 検疫	航空 海上	第15回 WG	基本 Ⅳ-13	「輸入犬等検査申請事項登録（IQA）」業務等の改善（2）
----------	----------	------------	------------	------------------------------

詳細仕様検討結果

2. 輸出入犬等業務の狂犬病予防接種欄、抗体検査機関に係る欄の追加

- 「狂犬病予防接種」に関する6～10欄の項目及び「狂犬病抗体検査情報」に関する「抗体検査2、3」の項目を新規に追加する。

○例 「輸入犬等検査申請事項登録（IQA）」業務

➤ 変更対象業務

業務コード	対象業務
IQA	輸入犬等検査申請事項登録
EQA	輸出犬等検査申請事項登録

➤ 変更対象帳票（項目追加）

変更対象帳票
狂犬病予防法及び家畜伝染病予防法に基づく犬の輸入検査申請情報（CAJ023）
狂犬病予防法に基づく動物の輸入検査申請情報（CAJ024）
犬等の検疫検査結果通知情報（CAJ029）※輸入
狂犬病予防法及び家畜伝染病予防法に基づく犬の輸出検査申請情報（CAJ045）
狂犬病予防法に基づく動物の輸出検査申請情報（CAJ046）
犬等の検疫検査結果通知情報（CAJ048）※輸出

Ⅶ 詳細仕様検討結果

植物 防疫	航空 海上	第15回 WG	基本 Ⅳ-13	「植物等輸入検査申請事項登録（IPA）」業務等の改善（1）
----------	----------	------------	------------	-------------------------------

- 「植物等輸入検査申請事項登録（IPA）」業務における卸下（しゃか）場所のコード化 及び 「植物等輸入検査申請（IPC）」業務における検査申請控に申請年月日を入力する機能 を追加する。

詳細仕様検討結果

- 「植物等輸入検査申請事項登録（IPA）」業務等に「卸下場所コード」欄を追加し、入力コードに応じた保税地域略称を表示する。
なお、Web業務では「卸下場所コード」欄及び「検索ボタン」を追加し、「卸下場所コード」を検索できるようにする。

○ 例「植物等輸入検査申請事項登録（IPA）」業務

「植物等輸入検査申請事項呼出し（IPB）」業務で共通管理番号呼出しを行った場合には、「卸下場所コード」欄に保税地域コードを補完する。

「卸下場所コード」欄の追加により、変更対象となる業務は以下のとおり。

業務コード	業務名称
IPA	植物等輸入検査申請事項登録
IPB	植物等輸入検査申請事項呼出し
IPC	植物等輸入検査申請
IIP	植物等輸入検査現況照会
SWA	シングルウィンドウ輸入申告事項登録

Ⅶ 詳細仕様検討結果

植物 防疫	航空 海上	第15回 WG	基本 Ⅳ-13	「植物等輸入検査申請事項登録（IPA）」業務等の改善（2）
----------	----------	------------	------------	-------------------------------

詳細仕様検討結果

- 「植物、輸入禁止品等輸入検査申請情報（CHA005）」に電文受信日時（NACCSセンターサーバで処理要求を受け付けた日時）を申請年月日として「yyymmdd」の形式で表示する。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

植物防疫	航空海上	第17回WG	基本Ⅳ-13	植物等輸入検査業務における木材検疫要綱「認可証明書」の交付
------	------	--------	--------	-------------------------------

- 木材の輸入検査を行った場合、認可証明書には「下記植物等は、植物防疫法による輸入検査を終了し、輸入認可したことを証明する。」の固定文言を表示しているが、木材検疫要綱に適した「認可証明書」に変更する。

詳細仕様検討結果

木材の輸入検査を行った場合、木材検疫要綱に基づく文言を表示する。（植物輸入認可証明書情報（CAH014））

植物輸入認可証明書

申請番号 16XXXXXXXXXXXX 申請者 38XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 10XXXXXXXX
 共通管理番号 10XXXXXXXX 22XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 3 X X 5XXXX
 B/L番号 35XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 申請年月日 10XXXXXXXX
 植物輸入認可証明書発行年月日 10XXXXXXXX
 植物防疫官 1 0 X X X X X X X X

下記植物等は、植物防疫法による輸入検査を終了し、輸入認可したことを証明する。

積載船(機)名 35XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 輸送方法の区別 7 X X X X X
 検査年月日 10XXXXXX

荷送人住所 35XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
 35XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
 35XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
 荷送人氏名 70XX
 荷受人住所 15XXXXXXXXXXXX
 35XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
 70XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
 85XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
 荷受人氏名 3 5 X
 認可条件 3 5 X
 3 5 X
 3 5 X
 3 5 X

2X 種類・名称 40XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
 ブランド・品種名 15XXXXXXXXXXXX 数量 12XXXXXXXX 4XX

2X 種類・名称 40XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
 ブランド・品種名 15XXXXXXXXXXXX 数量 12XXXXXXXX 4XX

2X 種類・名称 40XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
 ブランド・品種名 15XXXXXXXXXXXX 数量 12XXXXXXXX 4XX

3 X X

現状は左記の文言が表示されるが、次期では、木材の輸入検査を行った場合、木材検疫要綱に基づき、「下記木材は、輸入認可したことを証明する。（仮）」の文言を表示するように変更する。

（植物防疫所職員が行う、結果登録業務の検査類別（通常検査、隔離、木材検疫要綱等）で選択した内容に応じて適切な文言を表示する。なお、検査類別に応じた出力文言が異なる場合には複数の帳票を出力することとする。）

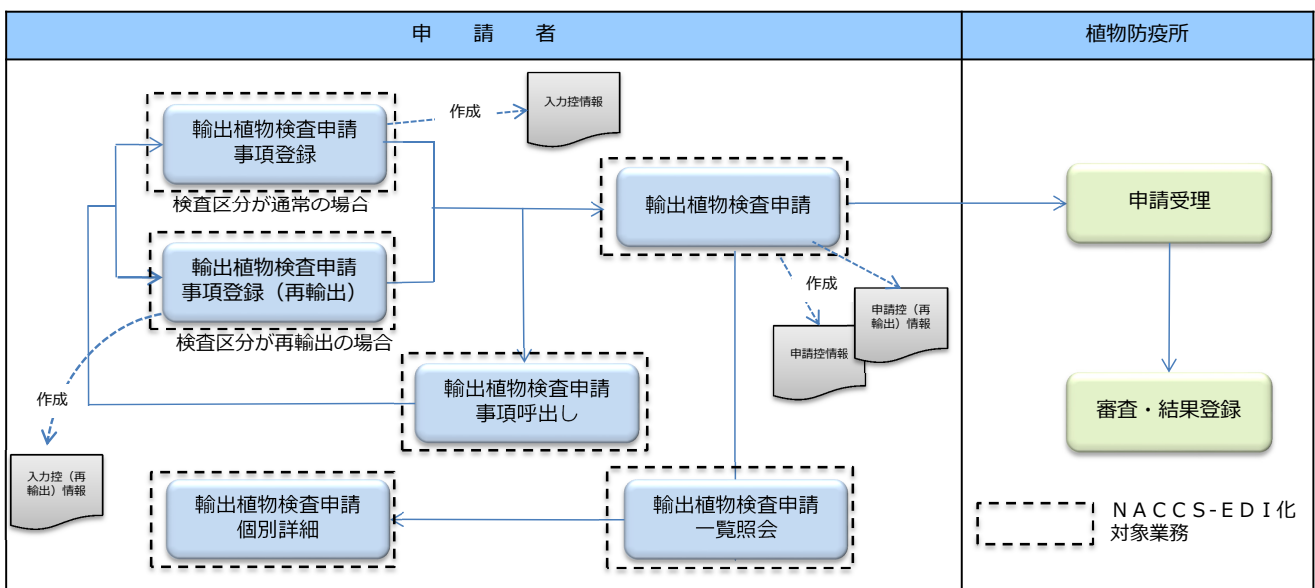
Ⅶ 詳細仕様検討結果

植物防疫	航空海上	第15回WG	基本Ⅳ-13	輸出植物検査申請業務等のNACCS-EDI化
------	------	--------	--------	------------------------

- 輸出植物の検査申請業務についてNACCS-EDI業務も提供し、NACCS端末や自社システムからの業務を実施可能とする。

詳細仕様検討結果

現在、Web業務にて提供している輸出植物の検査申請業務について、NACCS-EDI業務も提供する。対象業務は、下図破線で囲まれている業務とする。



VII 詳細仕様検討結果

食品 検査	航空 海上	第15回 第16回 WG	基本 IV-13	「食品等輸入届出事項登録（I F A）」業務等の改善（1）
----------	----------	-----------------	-------------	-------------------------------

- 「食品等輸入届出事項登録（I F A）」業務等の改善を実施する。

詳細仕様検討結果

「食品等輸入届出事項登録（I F A）」業務等について以下の改善等を実施する。

- I F A業務等の事項登録業務における「品目名」、「原材料・材質名」、「添加物・成分名」、「製造方法名」の各欄を英名から和名出力に変更する。
- 事項登録業務等の「原材料・材質コード」「原材料・材質名」「添加物コード」「添加物・成分名」の欄数を15欄から拡張する。
なお、「原材料・材質コード」「原材料・材質名」「添加物・成分コード」「添加物・成分名」が15欄を超えた場合は、超過分は新たに「入力制御紙」を作成し出力する。
- 事項登録業務等の「原材料・材質名」「製造方法名」の各欄を画面出力項目から画面入力項目に変更する。「原材料・材質コード」、「製造加工方法コード」にバスケットコードを入力した場合に補完入力を可能とする。なお、入力控に出力する際は、画面に入力した内容を出力する。
- 事項登録業務等における画面入力項目及び画面/帳票出力項目として「商品名・ブランド名」欄を新たに追加する。
- 事項登録業務等における「試験成績書有無」、「コレラ証明書有無」の各欄を削除する。
- 事項登録業務等における「継続」欄に「初回」、「継続」、「更新」の区別を入力できるように変更する。

VII 詳細仕様検討結果

食品 検査	航空 海上	第15回 第16回 WG	基本 IV-13	「食品等輸入届出事項登録（I F A）」業務等の改善（2）
----------	----------	-----------------	-------------	-------------------------------

詳細仕様検討結果

「食品等輸入届出事項登録（I F A）」業務等における、前記6項目の改善内容イメージは下記のとおりである。

The screenshot shows the '食品等輸入届出事項登録' (Food Import Declaration) screen. It includes fields for '品目' (Item), '原材料・材質' (Raw materials), '添加物' (Additives), '製造方法' (Manufacturing method), '商品名・ブランド名' (Product name/brand name), and '届出先' (Destination). The interface is annotated with six numbered boxes explaining improvements:

- ① 品目名、原材料・材質名、添加物・成分名、製造方法名を英名から和名出力に変更
- ② 原材料コード、原材料名、添加物コード、添加物名を拡張。「入力制御紙」を新規作成し、原材料・材質コード、原材料・材質名、添加物コード、添加物・成分名が15欄を超えた場合出力
- ③ 原材料・材質名、製造方法名を入力項目に変更。原材料・材質コード、製造加工方法コードがバスケットコードの時は入力
- ④ 商品名・ブランド名を追加
- ⑤ 「継続」欄に初回輸入、継続、更新の区別を入力するように変更する
- ⑥ 試験成績書有無及びコレラ証明書有無の入力項目を削除し、遺伝子組換えの種類を衛生証明書番号の右に移動する。

VII 詳細仕様検討結果

食品 検査	航空 海上	第15回 第16回 WG	基本 IV-13	「食品等輸入届出事項登録（I F A）」業務等の改善（3）
----------	----------	-----------------	-------------	-------------------------------

詳細仕様検討結果

1. 変更対象業務

項番	業務コード	業 務 名 称
1	I F A	食品等輸入届出事項登録
2	I F B	食品等輸入届出事項呼出し
3	I F C	食品等輸入届出
4	I F D	食品等輸入届出変更事項呼出し
5	I F A 0 1	食品等輸入届出変更事項登録
6	I F E	食品等輸入届出変更
7	I F G / I F G 0 1	事前届出搬入連絡
8	SWA	シングルウィンドウ輸入申告事項登録
9	I I F	食品等輸入届出情報照会
10	R I F	食品等輸入届出控再出力

2. 変更対象帳票

項番	出力情報コード	帳 票 名 称
1	C A G 0 0 1	食品等輸入届出事項登録入力控情報
2	C A G 0 0 4	食品等輸入届出控情報
3	C A G 0 0 6	食品等輸入届出変更事項登録入力控情報
4	C A G 0 0 8	食品等輸入届出変更控情報
5	C A G 0 1 2	食品等輸入届出控再出力情報

VII 詳細仕様検討結果

食品 検査	航空 海上	第16回 WG	基本 IV-13	食品等輸入届出業務等における「添付書類の有無」欄の追加
----------	----------	------------	-------------	-----------------------------

- 「食品等輸入届出（I F C）」業務及び「食品等輸入届出変更（I F E）」業務に添付書類の有無欄を追加する。

詳細仕様検討結果

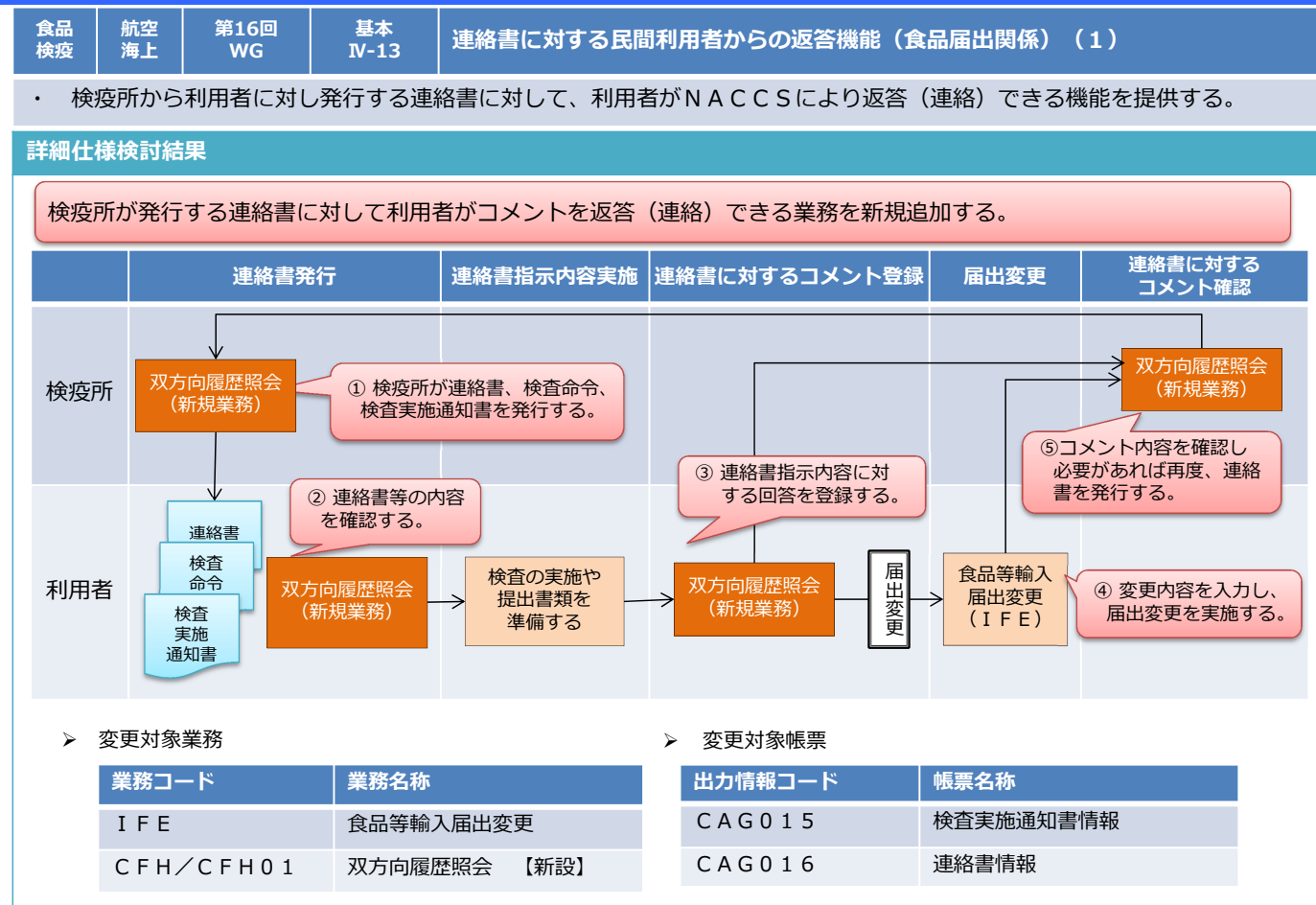
食品等輸入届出業務等において添付ファイルの送付が可能となることから、別途で書面の書類が提出されるか否かを確認できるようにコンボボックスを新たに追加する。

（食品等輸入届出／食品等輸入届出変更画面）

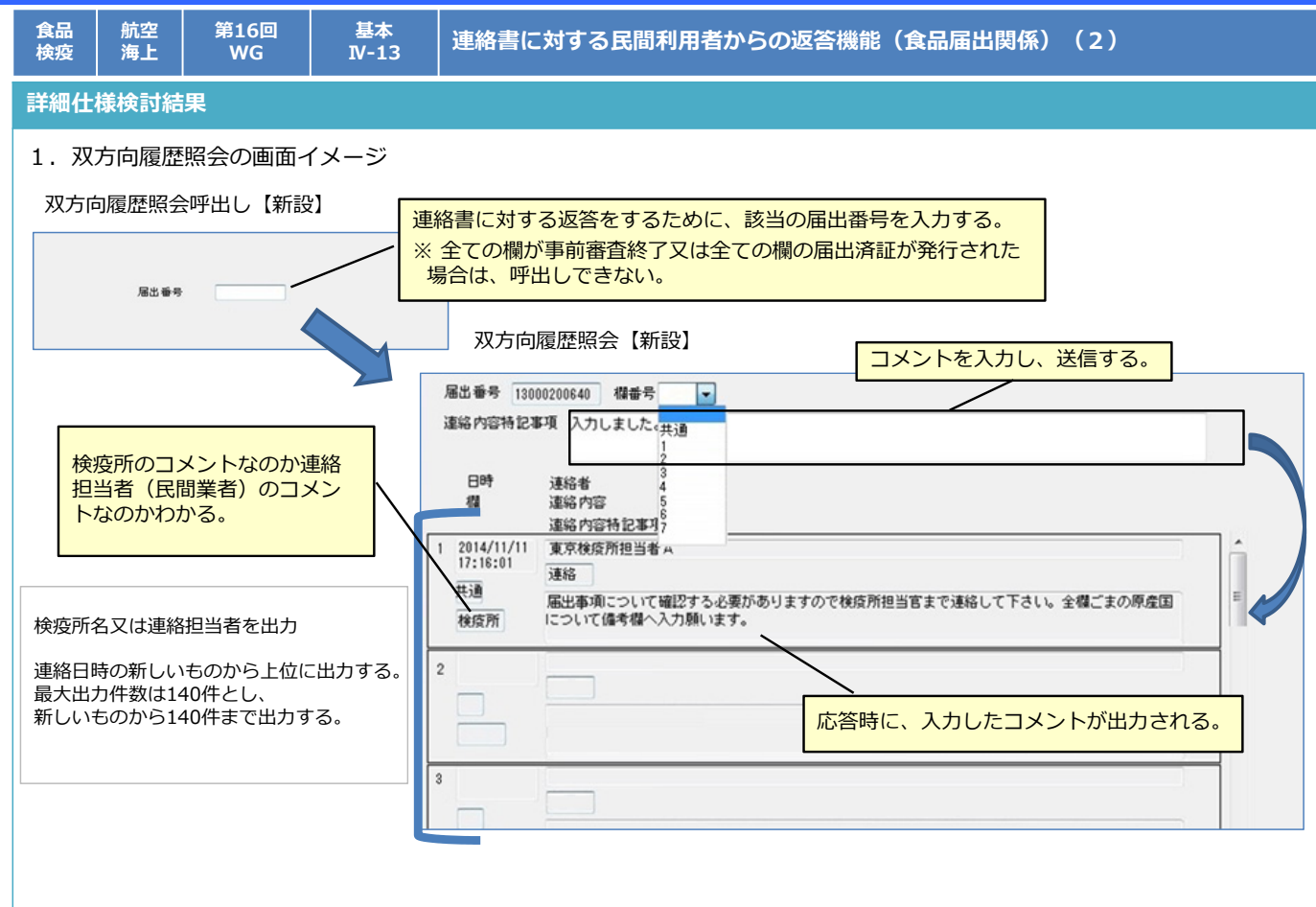
「郵送、F A Xまたは窓口への持ち込みにより添付書類を提出する」の有無を入力するためのコンボボックスを追加する。

「食品等輸入届出変更事項登録（I F A 0 1）」業務からの応答時（食品等輸入届出変更）は、登録されている値をもとに出力する。

Ⅶ 詳細仕様検討結果



Ⅶ 詳細仕様検討結果



Ⅶ 詳細仕様検討結果

食品
検査

航空
海上

第16回
WG

基本
Ⅳ-13

連絡書に対する民間利用者からの返答機能（食品届出関係）（3）

詳細仕様検討結果

2. 「食品等輸入届出変更（I F E）」業務の変更イメージ

届出変更内容を記載する。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

食品
検査

航空
海上

第16回
WG

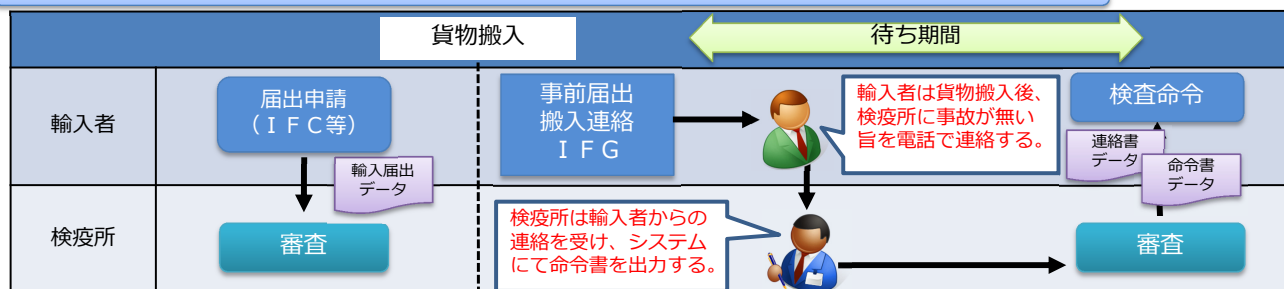
基本
Ⅳ-13

「事前届出搬入連絡（I F G）」業務後の検査命令書の自動発行

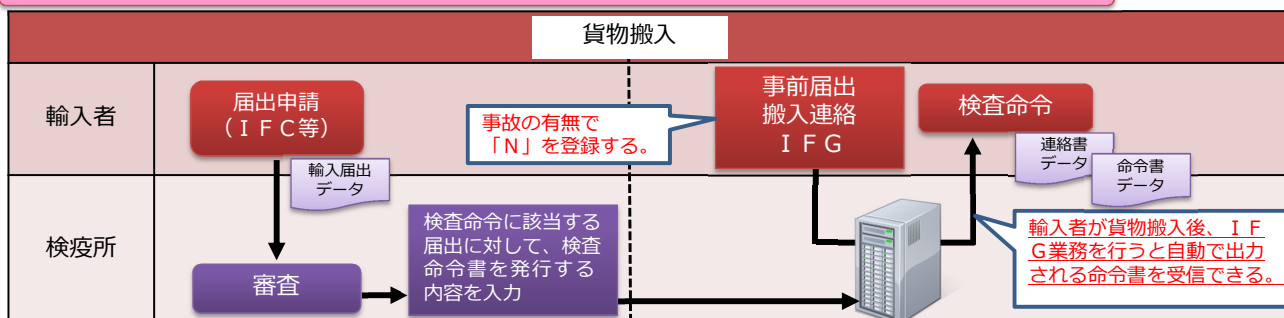
- 事前届出の検査命令について、搬入確定（I F G）後に自動で発行するように変更する。

詳細仕様検討結果

【現行】搬入後に輸入者が検査所に命令書を発行するように連絡をする。



【次期】搬入後に輸入者が I F G 業務を行うことで、自動発行された命令書を受信できる。



Ⅶ 詳細仕様検討結果

医薬医療	航空海上	第16回 第17回 WG	基本 IV-13	医薬品医療機器等輸出入手続き業務に係る改善要望に基づく変更（1）
・ 医薬品医療機器等輸出入手続き業務について改善要望を踏まえて必要な見直しを実施する。				

詳細仕様検討結果

項番	検討項目	変更要望	次期仕様
1	医薬業務における電子メール通知機能の追加	届出等を行った際や、届出等が受理／不受理となった際、電子メールで通知してほしい。 なお、電子メール通知先は複数設定することが可能で、「常に通知する先」と「届出ごとに個別通知する先」を分けて登録したい。	① 届出者が常に通知する先のメールアドレスを登録する業務を新設する。 ② 事項登録業務に個別に通知する先のメールアドレス入力欄を追加する。 ③ 届出系業務や確認系業務において、登録されたメールアドレス宛に、届出された旨や確認完了した旨の電子メールを送信する。
2	委託関係登録業務の新設	輸入報告を代理申請する場合に添付する委任状について、同じ委任状を何度も添付しないでいように改善してほしい。	① 委託先利用者が委託関係を登録する業務を新設する。 ② 官利用者が委託関係の登録内容を確認する業務を新設する。 ③ 委託関係テーブルの登録内容とPOA業務の入力内容の整合性を確認する。
3	利用者情報登録の改善	① 項目「営業所等名称」の桁数が日本語15文字であり不足しているので増やしてほしい。 ② 主たる機能を有する事務所の名称・住所を記載する欄が無いので設けてほしい。 ③ 備考を記載する欄を設けてほしい。	① 項目「営業所等名称」の桁数を日本語30文字にする。 ② 項目「主たる機能を有する事務所又は製造所名称」「主たる機能を有する事務所又は製造所所在地」を新設する。 ③ 項目「備考」を新設する。
4	官側の確認中状況の追加	届出者が官側で確認業務を開始した状況を確認できるようにしてほしい。	確認業務実施前の届出状況に「確認中」の種別を表示させるようにする。
5	一覧照会業務に届出者名の出力	一覧照会で「届出者名」を確認したい。	医薬品医療機器等一覧照会情報に「届出者名」を出力する。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

医薬医療	航空海上	第16回 第17回 WG	基本 IV-13	医薬品医療機器等輸出入手続き業務に係る改善要望に基づく変更（2）
------	------	-----------------	-------------	----------------------------------

詳細仕様検討結果

項番	検討項目	変更要望	次期仕様
6	項目・画面構成の見直し	輸入報告事項登録業務については「臨床試験計画書」「試験研究計画書」「訓練計画書」「商品説明書」等の別添様式について、輸入の目的ごとに添付必須となる様式の種類が異なることから、利用者が輸入の目的による必要な入力内容がわかるように画面構成等を見直してほしい。	① 輸入の目的ごとに添付必須となる様式を「種別（画面コード）」で制御する。それに伴い、入力が必要な項目のみとなるように、画面構成を見直す。 ② 何を入力すればよいか分かるように、入力ガイド、エラーメッセージの文言を見直す。
7	代行業者の単独申請	輸入報告を代理申請する場合に、NACCS利用者ではない委託元利用者の代行申請も可能としてほしい。	① 単独の代行申請（委託元利用者が利用者情報登録を行っていない場合の代行申請）を表すフラグ項目を追加する。 ② 単独の代行申請の場合は、通常は委託元利用者コードから補完している項目を、手入力可能とする。
8	体外診断用医薬品の追加	法改正後の輸入報告書様式に合わせて、輸入報告の「品目の別」に「体外診断用医薬品」を追加してほしい。	輸入報告業務の「品目の別」に「体外診断用医薬品」を追加する。
9	通知事項欄の利便性向上	通知事項欄の文字数を増やしてほしい。	998byte（全角499文字）の通知事項欄を1欄設ける。

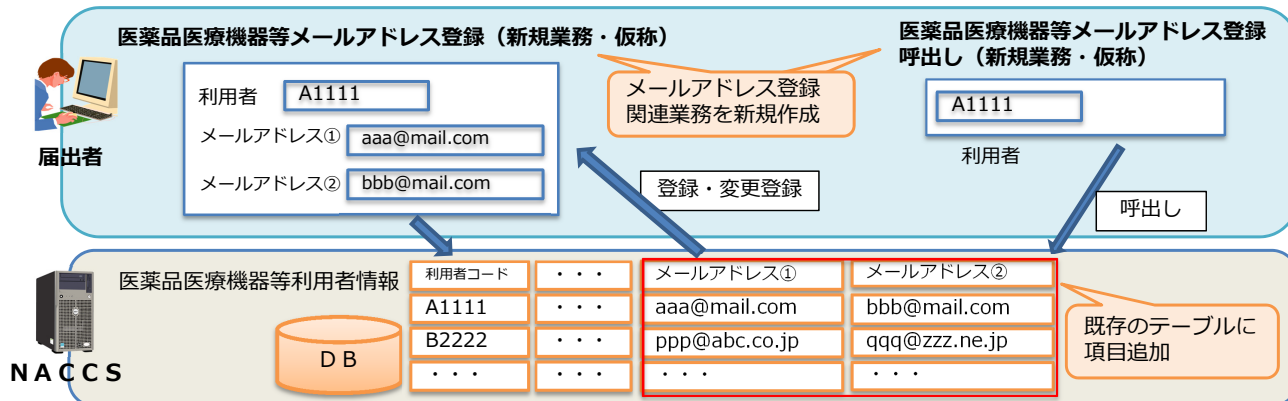
Ⅶ 詳細仕様検討結果

医薬医療	航空海上	第16回 第17回 WG	基本 Ⅳ-13	医薬品医療機器等輸入手続き業務に係る改善要望に基づく変更（3）
------	------	-----------------	------------	---------------------------------

詳細仕様検討結果

検討項目 1. NACCS 端末を持たない関係者に向けて、届出を行ったことや確認が完了したことを通知するため、電子メールによる通知機能を追加する。

（1）常時通知先メールアドレスの登録・変更イメージ



① メールアドレス登録の対象業務

区分	登録業務
常時通知先	医薬品医療機器等メールアドレス登録（新規・仮称）
個別通知先	医薬品医療機器等輸入届出事項登録（PGA） 医薬品医療機器等輸入変更届出確認（PGM01） 医薬品医療機器等輸出用届出事項登録（PTA） 医薬品医療機器等輸出用変更届出確認（PTM01） 医薬品医療機器等輸入報告事項登録（POA）

② メール送信の対象業務

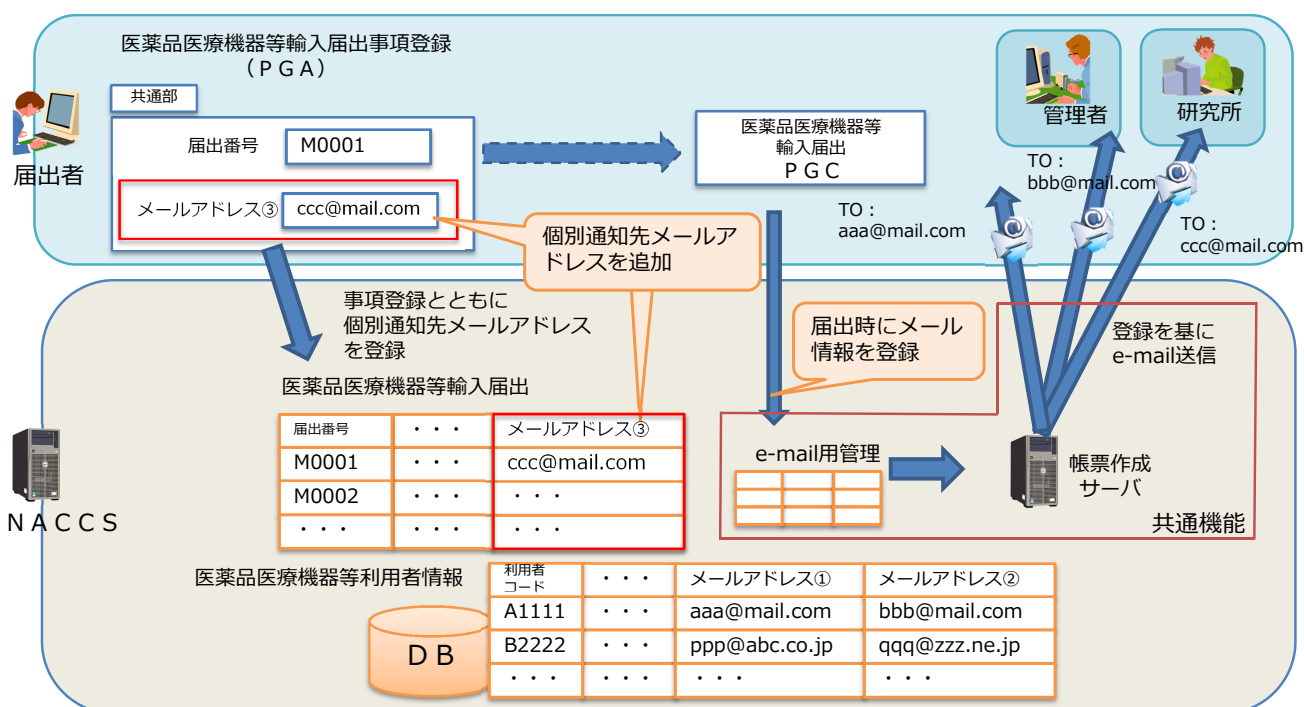
メール送信業務
医薬品医療機器等輸入届出（PGC） 医薬品医療機器等輸入変更届出（PGM02） 医薬品医療機器等輸出用届出（PTC） 医薬品医療機器等輸出用変更届出（PTM02） 医薬品医療機器等輸入報告（POC） 医薬品医療機器等輸入届出確認（PGK01） 医薬品医療機器等輸出用届出確認（PTK01） 医薬品医療機器等輸入報告確認（POK01）

Ⅶ 詳細仕様検討結果

医薬医療	航空海上	第16回 第17回 WG	基本 Ⅳ-13	医薬品医療機器等輸入手続き業務に係る改善要望に基づく変更（4）
------	------	-----------------	------------	---------------------------------

詳細仕様検討結果

（2）個別通知先メールアドレスの登録とメール送信（輸入届出時の例）

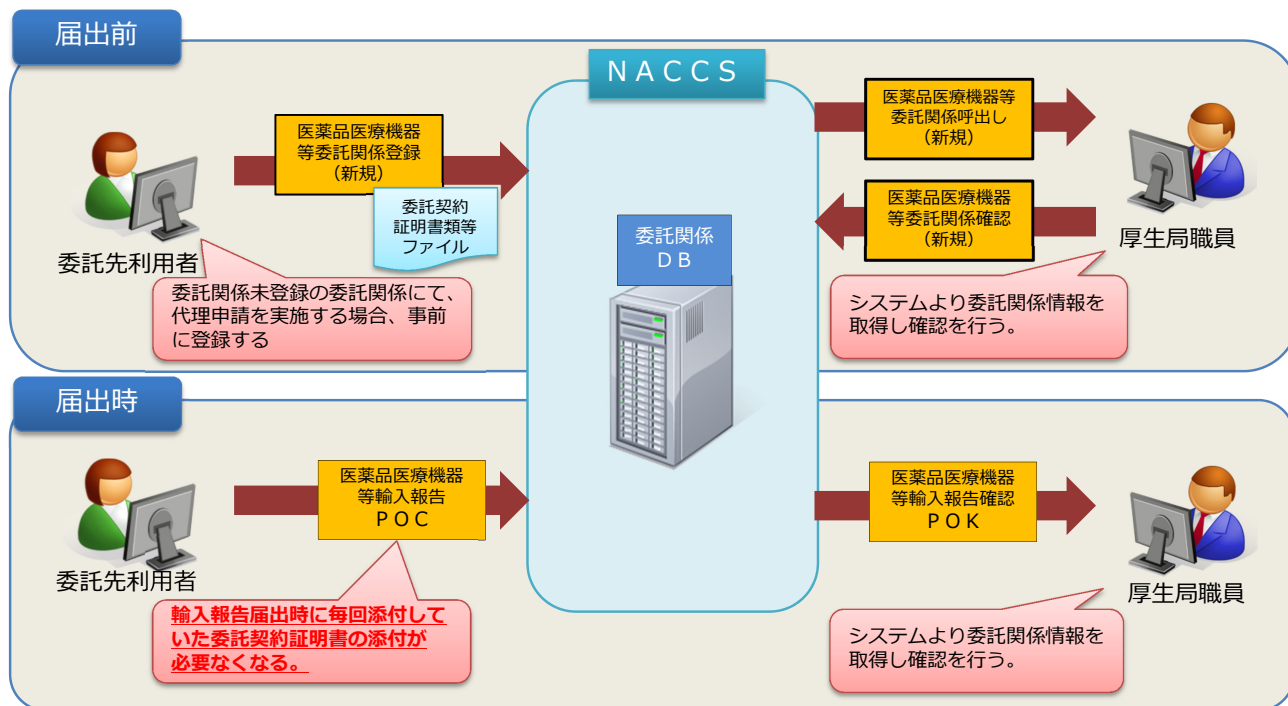


Ⅶ 詳細仕様検討結果

医薬 医療	航空 海上	第16回 第17回	WG	基本 Ⅳ-13	医薬品医療機器等輸入手続き業務に係る改善要望に基づく変更（５）
----------	----------	--------------	----	------------	---------------------------------

詳細仕様検討結果

検討項目 2. 輸入報告業務で委託契約関係を管理する委託先利用者が委託関係を登録する業務を新設する。官利用者は委託関係の登録内容を参照する業務（新設）を利用して委託関係を確認する。

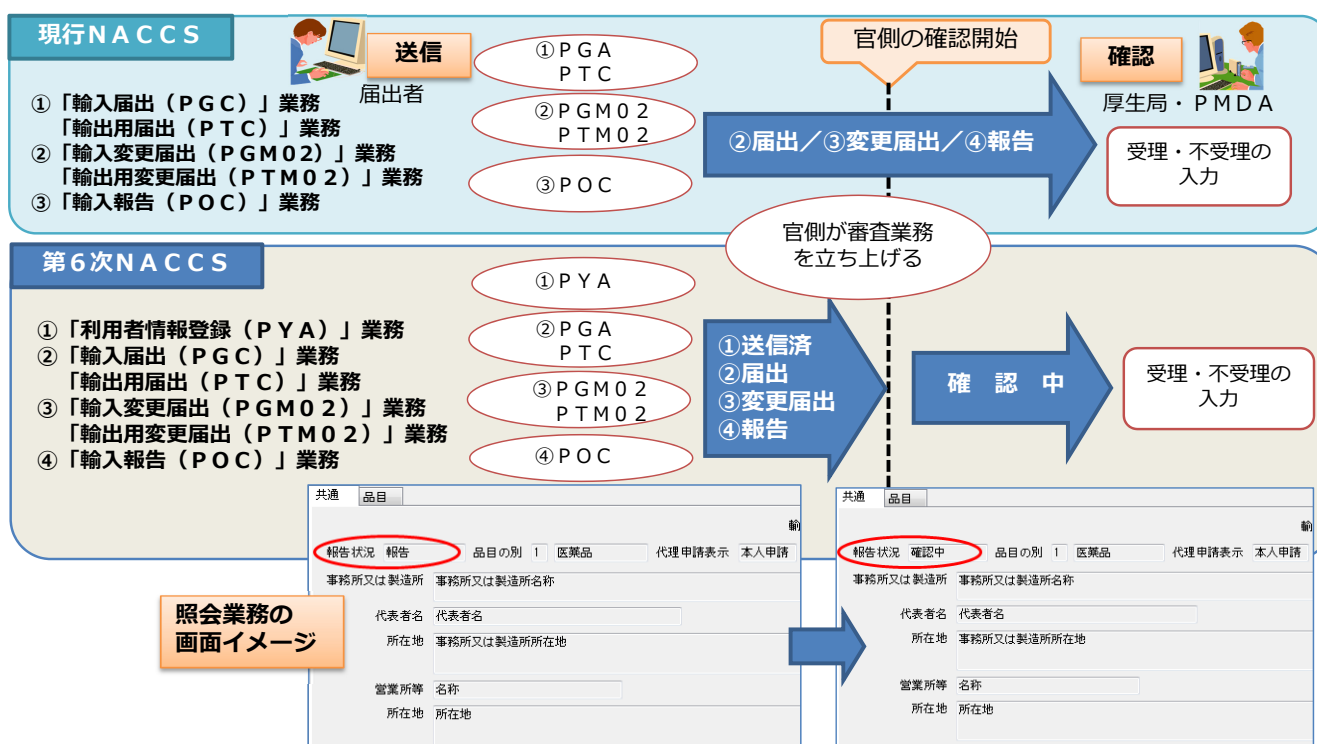


Ⅶ 詳細仕様検討結果

医薬 医療	航空 海上	第16回 第17回	WG	基本 Ⅳ-13	医薬品医療機器等輸入手続き業務に係る改善要望に基づく変更（６）
----------	----------	--------------	----	------------	---------------------------------

詳細仕様検討結果

検討項目 4. 届出者が官側で確認業務を開始したことを確認可能とするため、届出状況に「確認中」の種別を表示させる。



Ⅶ 詳細仕様検討結果

医薬 医療	航空 海上	第16回 第17回	WG	基本 Ⅳ-13	医薬品医療機器等輸出入手続き業務に係る改善要望に基づく変更（7）
----------	----------	--------------	----	------------	----------------------------------

詳細仕様検討結果

検討項目 6. 輸入の目的ごとに添付必須となる様式（下表参照）を「種別（画面コード）」で制御する仕様に変更する。
それに併せて、入力が必要な項目のみとなるように、画面構成についても見直しを実施する。

	種別	輸入報告書	臨床試験計画書	試験研究計画書 訓練計画書	商品説明書 （個人・医師用 医薬品）	商品説明書 （個人・医師用 医薬品以外）	再輸入品 ・返送品用
1：治療（企業）用 2：臨床試験（医師）用	R I N	○	○				
3：試験研究・社内見本用（試験研究） 4：社員訓練用	S K K	○		○			
3：試験研究・社内見本用（社内見本） 5：展示品 6：個人用（医薬品以外） 7：医療従事者個人用（医薬品以外） 9：自家消費用	S H A	○				○	
6：個人用（医薬品） 7：医療従事者個人用（医薬品）	S H B	○			○		
8：再輸入品・返送品用	K Y N	○					○
10：治療（企業）用＋試験研究用	C H S	○	○	○			

Ⅶ 詳細仕様検討結果

医薬 医療	航空 海上	第16回 第17回	WG	基本 Ⅳ-13	医薬品医療機器等輸出入手続き業務に係る改善要望に基づく変更（8）
----------	----------	--------------	----	------------	----------------------------------

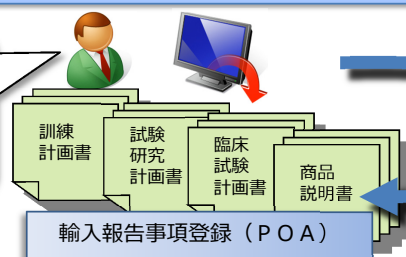
詳細仕様検討結果

検討項目 6（続き）

現 行

「臨床試験計画書」「試験研究計画書」「訓練計画書」「商品説明書」等のすべての別添様式が輸入の目的に係らず、
輸入報告事項登録業務画面に表示されている。

医薬品を展示品の目的で
輸入したい場合、必要ない
入力項目が表示される
ので何を入力すればよい
かわからない。

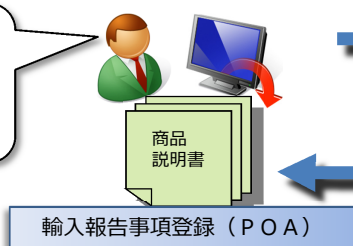


業務コード「POA」から
1種類のPOA業務画面を表示

次 期

輸入の目的ごとに添付必須となる様式を「種別（画面コード）」で制御する。共通部分も必要な項目のみになるように
画面構成を精査し、入力ガイドも見直す。

医薬品を展示品の目的で
輸入したい場合、表示さ
れた画面の項目のみ入力
すれば良い。



医薬品の展示品目的は
商品説明書の記載が必要

業務コード「POA」と種別から
最適なPOA業務画面を選定して表示

VII 詳細仕様検討結果

医薬 医療	航空 海上	第16回 第17回	WG	基本 IV-13	医薬品医療機器等輸出入手続き業務に係る改善要望に基づく変更（9）
----------	----------	--------------	----	-------------	----------------------------------

詳細仕様検討結果

検討項番 6・7・8

「品目の別」に
「体外診断用医薬品」を
追加する。

輸入の目的ごとに添付必須となる様式
を「種別（画面コード）」で制御する
ことで、入力が必要な項目のみPOA
業務で表示される。

NACCS利用者ではない委託元利用者の
代行申請も可能とし、入力項目を追加する。

VIII 問合せ先

本資料に係るご質問等は、お手数ですがE-mailにて以下宛先までお問合わせ下さい。

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（NACCSセンター）
企画部 企画第1課

E-mail : jiki-setsumeikai@naccs.jp

memo

[illegible]

